

千葉県宿泊税の制度案に関する 意見募集（パブリックコメント）の実施について

宿泊・観光に伴う消費は、幅広い産業に波及し地域経済を支えていることから、人口減少が進む中、地域にとって宿泊・観光業の重要性は一層高まっています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束後、従来から抱えている人手不足の顕在化などにより、増加する観光需要や新たな旅行ニーズに十分対応できない状況が生じてきました。

そこで、千葉県では、多様な特色を有する本県の全域が将来にわたり観光を通じて発展していくことを目指し、観光の振興を図るとともに本県の魅力を高める施策に要する費用に充てるため法定外目的税である宿泊税を課する「千葉県宿泊税条例」の制定を検討しているところです。

つきましては、宿泊税の制度案について、県民の皆様からの御意見を募集します。

期間

令和8年6月26日（金）～7月24日（金）

意見等提出方法

千葉県 商工労働部 観光政策課 宿泊税準備室 まで、
下記のいずれかの方法により提出してください。
なお、提出意見は、日本語を使用してください。

（１）ちば電子申請サービス

⇒フォーム上にご意見を記載のうえ、提出してください。

（２）郵送

（３）FAX

⇒意見提出様式に記載のうえ、提出してください。



詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

留意事項

[千葉県ホームページ](#) >

- ・いただいた御意見及びそれに対する県の考え方は、後日、県のホームページで公表します。
- ・個人情報及び個人の特定に繋がる内容は公表しません。
- ・なお、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承願います。



千葉県 商工労働部 観光政策課【お問い合わせ】

総務部 税務課

TEL : 043-223-3493 FAX : 043-225-7345

メール : kanko-t@mz.pref.chiba.lg.jp